

長期優良住宅の維持保全のすすめ

~いつまでも快適な住まいに暮らし続けるために~

はじめに 「長期優良住宅」を建て、住まわれている皆さまへ

皆さまがお住まいの長期優良住宅は、「長く住み続けられる住宅」として建てられています。しかし、日々の生活の中で、きちんと点検し、手入れをしないと、どんなに丈夫につくった住宅も長く住み続けることはできません。

このパンフレットでは、「長期優良住宅の特徴」や点検や修繕などの「維持保全」について、簡単にまとめてありますのでご活用ください。

そして、住まいの維持保全の大切さを、家族の皆さんとも考えて頂き、計画的な点検・修繕を行うことで、子・孫・孫の子の代まで安心して住み続けることができる住まいを目指しましょう。

1 長期優良住宅の7つの特徴

長く住み続けるために定められた基準を満たす性能の高い住宅「長期優良住宅」の特徴は、以下の通りです。

①劣化対策（耐久性）

数世代にわたって住み続けても住まいの構造体がしっかりとしていて、少なくとも100年継続使用できること。



③維持管理・更新の容易性

構造体に比べて耐用年数が短い給排水管などについて、点検・補修・更新がしやすくなっていること。

②耐震性

極めてまれに発生する大きな地震に対し、継続して住み続けられるための改修の容易化を図るため、損傷が少なくて済むこと。

④省エネルギー性

断熱性能等の充実により、省エネルギー性能が高められていること。

⑤居住環境

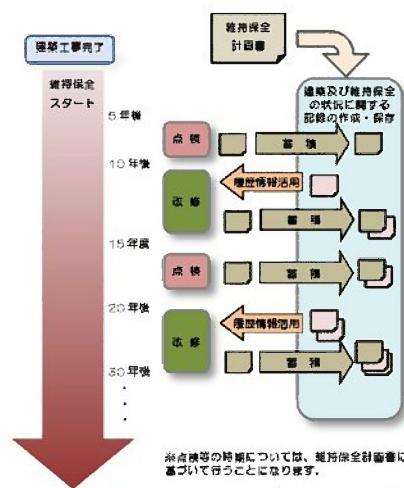
地区計画、建築協定などの基準に適合し、地域の居住環境の維持及び向上に配慮されていること。

⑦計画的な維持保全

計画時から将来を見据え、定期的な点検・補修等に関する計画が策定されていて、少なくとも10年に1回は点検を行うこと。維持保全の期間は30年以上であること。

⑥住戸面積

良好な居住水準を確保するために必要な規模であること。



2 計画的な維持保全による長期優良住宅の4つのメリット

- ① 経年劣化を防ぐことができる。
- ② 住まいの資産価値が高まり、売買が有利に。
- ③ 親から子へ、子から孫へ トータルで住居費負担が軽減。
- ④ 環境への負荷を低減し、社会に貢献。

3 認定を受けられた方が今後行わなければならないこと

① 住宅の維持保全（点検・補修）をしましょう。【長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という）第6条第1項】

建築後、認定を受けた維持保全計画に基づいて住宅の維持保全（点検・補修）を行わなければなりません。

まずは、長期優良住宅の認定申請書の中にある「維持保全計画書」に改めて目を通してみましょう。併せて「資金計画」の確認をしましょう。

その上で、住宅の維持保全を計画的に行ってください。

【法律で決まっていること】

（1）点検が必要な部分

○構造耐力上重要な部分（基礎、土台、壁、柱、小屋組、梁、筋かい等）

○雨水の侵入を防止する部分（屋根、外壁及びそれらに設ける開口部）

○給水設備・排水設備（給水又は排水の配管設備）

（2）点検期間は、建築後、30年以上行う。

（3）点検頻度は、少なくとも10年毎に行う。

（4）点検結果を踏まえ、必要に応じて修繕等を行う。

（5）地震及び台風時に臨時点検が必要。

（6）住宅の劣化状況に応じて、維持保全計画の見直しが必要。

長く住み続けられる住宅のための維持保全

構造部材をしっかりと点検

住宅の基礎、柱、梁などの大変な構造部材が劣化すると、住宅が地盤や震災などで倒壊するおそれもある、劣化して住み難くなることはできません。

木造住宅は、構造部材が腐朽したり、シワリの被害を受ける場合があります。鉄骨造の住宅でも、柱などが劣化して倒れる場合があります。鋼構造となる鋼構造シャンクアリは一般的に腐食を好み、雨露や湿潤（けわん）などにより構造部材が劣化することや、塗装した部材が剥離（はくり）することが原因の主な原因となっていきます。

こうした構造部材の被害の先駆に気付き、適切な対策を早期に施すことが重要です。

手入れをして長く住み続けられる住宅に

手を入れごとに他のある美しい住宅となっていくことは理想ですが、一般的には住宅は年を経ると外観、内装、キッチンなどの水害が併せてあります。色あせたり、設備機能が古いものになります。住宅をきれいに維持し、機能更新していくには、居住者の方が積極的にこなさることに、売買・相続等の際、新しい居住者の方にも、住宅を購入のではなく見て、続けるようという想いをもつて、住宅が長く住み続けられることがあります。

構造部材がしっかりとすれば、本体、住宅は長く住み続けられるものです。塗装の長期優良住宅も、外壁の塗り替え、内壁の剥離（はくり）等、既存施設の交換など、覚悟をもって手入れをしながら、長く住み続ける住宅にしていただければと思います。

住宅を雨から守る～屋根の点検と補修～

<点検>

・屋根の点検では、雨漏りを生じないよう、瓦やスレートなどの屋根の各材料の欠け、駆除等のひびきやずれがないか、隙間がないかなどを見極めます。

・平らな屋根（瓦屋根）やバルコニーでは、裏側の雨水排水の沟が年々劣化しないか、排水口のつまりや水たまり等のないかを点検します。

・屋根の勾配は、斜面の勾配がなくとも、台風や暴風、地震等により倒れたり、倒れたりすることもあります。定期的な点検に加え、日々の監視の際にも危険に気がつくと、直ちに警報を発信してしまふとありますので、専門家の協力を得ましょう。

・屋根から漏れる雨は、天井のシロアリなどでわかることがあります。

・屋根に上からおろすことは危険であり、かといって屋根を傷めてしまふこともありますので、専門家の協力を得ましょう。

・**補修**

・戸建て住宅の屋根は、下地となる合板の上に防水シートを張り、その上に瓦やスレート、金属板などの屋根ひびき材を、瓦等で留め付けていくのが一般的な方法です。不具合をきっかけに瓦や、漆喰や瓦の剥離（はくり）等に近づいた際には、状況に応じ、再瓦張、屋根ひびき材のふきなおし、合板や防水シートの交換を行うなどの措置を行います。

住宅を下から支える～床下・基礎の点検と補修～

<点検>

・床下の直線では、床下の虫食い、土台などの防潮の変色、基礎周りの塗装（ぎぞう）・塗土（ぎど）・有孔について、目視や触感、土壌やドライバーによる打探により確認し、腐れ、シロアリ、さび等の被害や、防潮塗装の剥離（はくり）等の劣化がないかを確認します。

・基礎（住宅の最も下のコンクリート）の直線は、床下及び地盤の外から手で引くと、

・基礎の床下直線口は、排水管や配管の通路などで堵塞していると、また下部漏水による原因になります。

・基礎の内部にはいる虫（アリ）や、内部の構造がさび（さびじ）が進むようなり割れがある場合は、その強度が弱くなっているおそれがあります。

・基础のひびきや基礎と周囲の地盤との隙（すき）により、地盤の不浸透性（住宅の建っている場所が部分的に地下水すること（ふどうもんか））が生じる場合があります。

・**補修**

・基础塗装の剥離（はくり）や、腐食やシロアリ被害等の対策、基礎・地盤の特措措置などは専門性が高いので、建築した工務店など信頼できる業者と相談しましょう。

住宅を雨から守る2～外壁の点検と補修～

<点検>

・外壁の直線では、雨や湿気が室内に進入しないよう、モルタル、サイディング・セメントや金属、木製の縦板・垂れ板（れいばん）などの垂れ板がひび割れ、色あせなどがないか、壁の総合的（そうごくてき）なシーリング材がひび割れしていないかを点検します。

・外壁のシロアリの発生時は、雨水の進入が多い場所なので、色などの変化に注目しておきましょう。

・ガラス戸等のサッシの外壁のすき間などにもシーリング材が使われていますので、劣化していないか確認しましょう。

・外壁の内部には、室外内の差異から結露が発生しているおそれがあります。長期優良住宅では、断熱性が強化されており結露ににくい仕様となっていますが、住宅の使用状況などによっては結露が発生する可能性があり、結露のシロアリの発生（壁から床下への水漏れなど）に気が付いた場合は、専門家に相談しましょう。

<補修>

・外壁は、結露や台風を防水シートで覆い、遮音層を設けた上に壁材を取り付ける場合が多く、わざわざひび割れなどすぐに自分で手を入れるわけではありません。専門家と相談し、シーリング材、外壁のひび割れ・剥離（はくり）などを打ち止め、劣化の程度が重い場合は外壁の塗り替え等を行います。

住宅を美しく快適に育つ

<点検>

・屋根等の外壁の材質の汚れ・色あせなど外壁上の問題、換気装置の汚れ、電気取扱・防雷装置や落葉・苔・キノコなどの外壁の機能更新の必要性など、長く住むために留意されるべき事項のために、塗装や修理等の取扱説明書等に基づき、点検を行うことがあります。

<補修>

・維持保全計画には、換気上の耐用年数などから、修理時期を決めている場合もあります。工務店等と相談し、目的に応じた特措等を行ってください。

② 建築や維持保全の記録を保存しましょう。【法第11条第1項】

法律により長期優良住宅の建築や維持保全の状況などに関する記録を作成し、保存しなければならないことになっています。

【作成・保存しなければならないもの（例示）】

保存する書類の名称		主な記載内容、図書
1	認定申請書 及び 認定通知書	<ul style="list-style-type: none">・認定を受けた旨・認定年月日・認定計画実施者の氏名・認定番号・長期優良住宅建築等計画（住宅の位置・構造・設備・規模、維持保全の方法及び期間、建築及び維持保全に係る資金計画など）・設計内容説明書・各種図面・計算書
2	変更認定申請書 及び 変更認定通知書、変更届 (分譲住宅を購入したときや計画の変更があったとき)	<ul style="list-style-type: none">・変更の内容・認定を受けた旨・変更認定（変更届）年月日
3	承認申請書 及び 承認通知書 (住宅を相続や売買するとき)	<ul style="list-style-type: none">・承認を受けた旨・承認を受けた者の氏名・地位の承継があった年月日・承認を受けた年月日
4	報告した内容を記載した図書 (所管行政庁より報告を求められた場合)	<ul style="list-style-type: none">・報告を求められたこと・報告した年月日・報告内容
5	所管行政庁の命令を記載した通知 (所管行政庁より命令を受けた場合)	<ul style="list-style-type: none">・命令を受けたこと・命令を受けた年月日・命令の内容
6	所管行政庁の助言又は指導を記載した通知 (所管行政庁から助言又は指導を受けた場合)	<ul style="list-style-type: none">・助言又は指導を受けたこと・助言又は指導を受けた年月日・助言又は指導の内容
7	実施した維持保全（点検・補修等）の記録等	<ul style="list-style-type: none">・維持保全を行ったこと・維持保全を行った年月日・維持保全の内容
8	維持保全に関する契約書、実施報告書等 (維持保全を委託した場合に業者等から報告を受けたもの)	<ul style="list-style-type: none">・維持保全を行ったこと・維持保全を行った年月日・維持保全の内容・委託先の氏名、名称

③ 認定を受けた計画を変更するときには、変更認定を受けましょう。【法第8条第1項】

認定を受けた長期優良住宅を変更（軽微なものを除く）しようとするときは、あらかじめ所管行政庁（知事又は特定の市長）の変更認定を受ける必要があります。

- (1) 増築やリフォーム等を行うとき
- (2) 維持保全計画の変更を行うとき

④ 認定を受けた計画を相続や売買したときには、地位の承継の承認を受けましょう。

【法第10条】

相続や売買等により認定を受けた方の地位を引き継ぐ場合は、所管行政庁の承認を受ける必要があります。

4 所管行政庁から報告を求められたとき

所管行政庁から、住まいの工事内容や維持保全の状況について報告を求められることがあります。報告を求められた方は、維持保全の状況等について、記録や保存している資料に基づいて報告をしてください。【法第12条】

【維持保全状況等の報告徴収について】

(1) 報告徴収の目的

長期優良住宅では、法律において、維持保全（点検や修繕）を定期的に行なうことが定められていることから、お住まいの皆さまの維持保全の取組状況について確認をし、改めて、維持保全の大切さを考える機会として頂くことを目的としています。

(2) 報告徴収の根拠

法第12条によります。

法第12条（報告徴収）

「所管行政庁は、認定計画実施者に対し、認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができる。」

(3) 報告対象

長期優良住宅の認定をうけて建築後、5年目、10年目、20年目、30年目を経過する住宅にお住まいの方の中から抽出して選定します。

(4) 報告徴収の方法

所管行政庁から、報告対象として選定された方へ郵送で報告徴収の通知をします。

(5) 報告書の提出方法

所管行政庁の窓口へ直接持参又は郵送で提出してください。なお、各所管行政庁で取扱いが違う場合がありますので必要に応じて問い合わせをしてご確認ください。

※ 所管行政庁から報告を求められたときに、報告をしない、又は虚偽の報告をした場合は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(6) 提出物

○報告書（様式第4号） 1部

(7) 報告内容

○住まいの概要等

○住まいに係る書類等の保存状況

○住まいの建築・維持保全（点検・補修等）状況 等

(8) 内容の確認

所管行政庁は、提出された報告書に基づき、適正な維持保全が行われているかを確認します。

※ 認定を受けられた方が計画に従って建築・維持保全を行わず、所管行政庁に改善を求められ、従わない場合は、所管行政庁から長期優良住宅の認定を取り消されることがありますので、留意してください。なお、新築時に長期優良住宅の認定取得を条件とする補助金の交付を受けている場合、認定が取り消されると、補助金の返還を求められますので、留意してください。